

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 福地北部保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 柴田 由美	定員（利用人数）： 172名（146名）
所在地： 愛知県西尾市細池町天神東11番地	
TEL： 0563-57-3804	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成19年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 大和学園	
職員数	常勤職員： 18名 非常勤職員： 20名
専門職員	（管理者） 1名 （調理員） 3名
	（主任保育士） 1名 （保育補助） 1名
	（保育士） 32名
施設・設備の概要	（居室数） 11室 （設備等） 乳児室・保育室（幼児）
	一時保育室・子育て支援室
	遊戯室・屋外プール・調理室

③理念・基本方針

★理念

・法人

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援します。

・施設・事業所

新しい時代を担う乳幼児の心身の発達を助長し豊かな情操を養い、感謝する心を育み、協調性思いやりのある人格が形成できるよう、物事を探求する目、相手の話をしっかりと聞く耳、思ったこと、考えたことが話せる子どもを育成します。

★基本方針

「信頼」「責任」「創意」

1. わたしたちは、信頼こそ、園と家庭を結ぶ絆であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も保護者にも信頼される保育をしなければならない。

1. わたしたちは、責任こそ、幼児教育の道であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も保護者にも、すべてに対して責任を持たなければならない。

1. わたしたちは、創意こそ、幼児教育発展の鍵であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も、保護者にもすべてが満足できる最高の保育技術を駆使し、常に新しい保育の分野の開拓を目指して、前進しなければならない。併せて地域社会の発展向上にも役立つよう努力しなければならない。

④施設・事業所の特徴的な取組

・年3回一日の様子と題して、保育活動の中で子どもの自然な姿・表情をプロのカメラマンに取ってもらい販売している。

保育活動が保護者に伝わると同時に、我が子が自然な表情で撮れているので、保護者には好評である。

・卒園児のお母さん達による小学校読み聞かせボランティアで、絵本の読み聞かせを月1回程度行っている。

在園児の保護者にも読み聞かせボランティアを募集中。お母さん達が選んだ絵本なので、保育士とは違う視点からたくさんの絵本に出会うことができる。

子ども達は、ワクワク感満載です。

・幼児クラスは、専門の体育講師による体育活動を週1回行い、運動能力の向上を目指しています。

・めんたるぷれいを行い、子どもの知的好奇心を刺激し、自分で「考える・判断する・できる」力を育てます。

・こいのぼり、七夕、節分、ひなまつり等の日本古来の伝統行事を大切にしています。

・誕生月の年長児は、職員室で園長と会食。

お子様ランチプレートに盛り付けた食事や食後の雑談会等、既に終えた子から話を聞き、子ども達は、この日を楽しみにしている。

・広い芝生の園庭・砂場・築山で、思いっきり身体を動かし、異年齢で関わり遊ぶ。夏の暑い時期は、開放的な遊戯室で、サーキット遊びなどやりたい時にできるよう環境を整えている。

・隣接する小学校との交流を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 8月23日(契約日) ~
	令和 7年 4月30日(評価確定日) 【令和 7年 1月15日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	4 回 (令和 元年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

園では、保育の質を向上させるために、園全体の目標である「見る目」、「聞く耳」、「語る口」の3つの実現に向けて取り組んでいる。保育の質に関する園の課題を把握し、OJT（現場での指導）の強化、並びに経験や職種に応じた必須研修や専門研修の受講を推進している。

◆自己評価を重視して前向きに取り組む姿勢

職員全体の話し合いでは「できている、取り組んでいる」と評価しているが、個別の自己評価では「できていない、わからない」と評価する職員もいる。職員一人ひとりの自己評価を園全体の評価と判断し、職員全員で理解して取り組んでいこうとする前向きな姿勢があり、職員の資質向上に繋がっている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定への取り組み

園の理念・基本方針にもとづいた計画内容となっているか、また、中・長期計画が反映されているかなど、実践内容や改善の取り組みを含めて事業計画に反映させることが望まれる。さらには、計画内に数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況等の評価ができる事業計画の策定を期待する。

◆マニュアルや規約等の周知徹底

「職員のあり方」を標準的な実施方法として位置付けているが、マニュアルや規約との繋がりが不明瞭である。職員全体で活用するための「標準的な実施方法」を明文化することが望まれる。標準的な実施方法を明文化する過程において、マニュアルや規約の意義や内容を確認する機会となり、職員への周知共有につながることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けて、改善すべき点や、今までやっていた点よりもよりよい方法などがわかり、とても良いと感じている。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育理念、基本方針及び保育目標は保育園運営案と保育園のしおりに明文化している。保育園運営案を職員に配布し、年度初めの職員会議で周知している。園のしおりを保護者に配付し、入園説明会や入園式で説明している。また、正面玄関、職員室や各保育室に保育目標を掲示している。今後は、ホームページの更新を適時行っていく考えである。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 財務処理や分析は法人本部の役割で、園長は毎月の保育所利用者数の推移や収益と経費の増減について確認している。また、園長は市の園長会や施設長会に定期的に参加し、市からの情報提供や地域の他園との情報交換により情報を得ている。今後は、法人内他園も含めた法人全体の経営環境の把握や分析を行うことに期待する。			
Ⅰ-2-（１）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市が行う社会福祉事業全体の経営課題の把握や分析に基づき、第2期西尾市子ども・子育て支援事業計画が進行中である。園においては、法人本部と連携して経営課題を明確にし、役員及び職員と課題を共有している。経営状況や明確になった課題について、職員に周知し改善に向けて取り組んでいる。今後は、法人全体を見据えた取組みに期待する。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 西尾市第2期子ども・子育て支援計画を法人全体の中・長期的な計画と位置付けているが、園の課題や必要な取組みを反映させた園独自の中・長期計画を策定することが望まれる。園の課題を分析して、期間を有する事項を中・長期計画に反映させることを期待する。			
Ⅰ-3-（１）-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 当該年度における具体的な事業、保育等に関わる内容を示した保育園運営案を単年度の計画として位置付けている。今後の取組みとして、昨年度からのつながりや翌年度以降を見据えた内容とすることを意識して策定する考えである。単年度の計画には、園を含めた法人全体の中・長期計画を反映させることが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> イベントごとや年度末の職員会議などで評価見直しを行う際に保護者や職員の意見を聞き取っている。次年度以降の保育園運営案策定の際には、保護者や職員の意見を反映させる仕組みがある。今後は、中・長期計画や保育園運営案に数値目標や具体的な成果目標の進捗状況を含めて策定することを期待する。			
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 入園説明会や進級式などの機会に、保護者に重要事項説明書、保育園のしおりや年間行事計画を配布し、園長が事業内容を説明している。事業計画に基づいた保育内容や連絡事項を電子連絡システムを介して伝え、年度の具体的な取組みはイベント実施の都度メール等で配信している。電子化によるデメリットを解消するための取組みに期待する。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 園の保育目標である「見る目」、「聞く耳」、「語る口」の実現に向けて、保育園運営案を策定し取り組んでいる。第三者評価の定期的な受審や不適切保育のチェックリストの実施、また、今年度から自己評価を再開している。年度末には、職員個別の評価や見直しの機会を設けている。今後は、園全体の自己評価と第三者評価の結果に基づく取組に期待する。			
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 明確になった課題に対して、保育園運営案の改善・見直しを行い職員には職員会議で周知している。今後は、園全体の自己評価や第三者評価の結果を基に明確となった課題に対し、年度内で解決する課題は保育園運営案に反映させること、また、解決に段階や期間を要する課題については中・長期計画へ反映させることで計画的な取組みとすることを期待する。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長の職務は「保育所保育職員のあり方」や「園の組織」に明文化して職員に配付している。年度初めの職員会議や行事ごとの打合せで、園の方針、自らの役割と責任を伝えている。また、有事における園長の役割と責任及び園長不在時の権限委任等については「非常災害対策計画」に記載があり職員室に常設して周知を図っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
<コメント> 遵守すべき法令等を正しく理解するために、園長は市の法令に関する研修に積極的に参加している。また、福祉分野の関係法令や個人情報保護法などの情報セキュリティに関する情報は、必要に応じて職員会議や終礼、メールなどで職員全員に周知し理解を促している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
<コメント> 園全体の目標の実現に向けた取組みとして、職員会議やリーダー会等で各クラスの運営状況を把握し、主任と交代で各クラスを巡回して評価や見直しを行っている。また、OJT（現場での指導）の強化に努め、経験や職種に応じた必須研修や希望する専門研修の受講を推進している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
<コメント> 業務の実効性を高めるために、ワークライフバランスを考慮しつつ、保護者等への通知を文書から業務支援システムを利用した配信に変更している。情報通信技術を積極的に取入れ、ペーパーレス化及び業務効率化を図っている。今後は法人本部が担う人事、労務や財務等を基に分析を行い、経営資源を有効に活用する取組みに期待する。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 人材雇用や教育・研修は法人本部の役割で、ホームページに採用情報を掲載している。園長の意向や要望を踏まえて、法人が大学等への求人依頼や積極的に就職説明会に参加するなど、福祉人材の確保に努めている。新任職員は法人の新任研修や市の必須研修を受講し、計画的な育成に努めている。今後は、法人全体で実行中の再構築に向けた取組みに期待する。			
Ⅱ-2-(1)-㉒ 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 市が求める目指す職員像が「保育所職員の在り方」に定められており、全職員に配布して採用時に周知している。今年度より、法人全体で「期待する職員像」を明確にした職員の採用、育成、評価、処遇を総合的に実施するための再構築に取り組んでいる。その取組みにより、法人全体の総合的な仕組みが強化されることを期待する。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長は随時、出勤簿や有給届などを確認し、職員の時間外労働を含めた就業状況や有給休暇の取得状況などを把握している。また、有給休暇の取得率を上げる取組みや個人面談などで職員個々の相談や不安解決に努めている。職員の心身の健康と安全の確保に努め、年に一度の健康診断の実施や体調不良の際には早退などの措置で対応している。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 年度の初めに「保育職員の在り方」を読み合わせて、期待する職員像について全職員で話し合いの場を設けている。また、今年度から自己評価を再開して職員一人ひとりの育成に向けた取組みを強化している。個別面談で職員の不安解消に努めているが、今後は期中に状況把握や目標管理を行う機会を設けることが望まれる。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 期待する職員像により近づくために、保育士研修計画に基づいた様々な研修を準備している。保育者研修要綱には、研修目標に定められた職員像が明示されており、各職員が自身のレベルに合わせた研修を受講している。また、新任職員には、法人本部が別途計画している新任研修に参加してスキルや知識の向上を図っている。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 職員の職種、経験年数、担当クラスや職員の意向などを考慮し、研修への参加を積極的に促している。保育士研修計画に基づいた研修や、全国保育士会や全国保育協議会等の外部研修の案内を回覧等で行い園全体で情報を共有している。また、新人や経験の浅い職員には、園長や主査によるOJT（現場での指導）で実践力の強化に努めている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 受入れマニュアルに従って実習生を受入れている。マニュアルには受入の意義や目的、基本姿勢などを明記している。また、受入れ時には指導職員と養成校の狙いを踏まえて指導方法などの打合せを行っている。オリエンテーションの内容や実習生の対応、職員への周知、協力体制など、指導者研修含めて見直し改善する機会を設けることが望まれる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉗ ・ c	
<コメント> 保育理念、教育目標、基本方針や目指す子ども像などは保育園のしおりに記載しており、ホームページやリーフレット、入園案内で教育の信条などを公表している。保護者からの相談等に関しては、意見や苦情の対応について保育園のしおりなどに明示している。第三者評価の結果は、掲示板等で公表している。地域に向けた情報公開は、今後の課題としている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉖ ・ b ・ c	
<コメント> 園の運営管理は法人本部が担っており、園の会計処理は経理規定マニュアルに基づいて処理している。公認会計士による財務管理、経営管理、組織運営等に関する指導・助言の支援を受け、公正性と透明性の確保に努めている。指導や助言等があった際には、速やかに改善を行っている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 園では活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板で保護者等に情報を提供している。また、園の敷地内に併設している子育て支援センターでは、未就園児等の子育て相談を受けている。今後は、コロナ禍以前のように地域と保育所の相互交流を再構築したいと考えている。今後の取組みに期待する。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 卒園児の母親達による毎月の読み聞かせ、中学生の職場体験、大学生の保育ボランティアなどを受入れている。ボランティア受入れマニュアルがあり、受入れる際には掲示板で保護者等に周知している。事前に職員と打ち合わせを行い、マニュアルに沿って受入れを行っている。ボランティアに対するオリエンテーションや事前説明の実施が望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の子ども部保育課や関係部署、医療機関、発達支援センター、保健センター、児童・民生委員等の関係機関と連携している。職員全員で虐待マニュアルの読み合わせを行い、発見したら即時に園長若しくは主任に報告することは全職員に周知している。また、気になる子どもについては発達支援センターと連携し、援助に必要な職員配置について相談している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 地域の福祉ニーズや生活課題を把握するため、毎週木曜日は入園前の子どもと保護者に園庭を開放している。また、一時保育室や子育て支援センターを開設し、子育て情報の配信や悩み、問題などを気軽に相談できる窓口を常設している。地域の未就園児の家庭の子育て支援を行い、交流を深めている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園では子育て支援センターと一時保育室の設置、子育て相談や情報配信を行っている。地域のニーズに応じて、延長保育や一時保育等への対応を行っている。また、災害時における地域の社会資源としての園の役割について、毎月の避難訓練で職員全体の理解と意識付けを図っている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 子どもを尊重した保育の基本姿勢は「職員のあり方」に記載があり、年度初めの職員会議で説明して共通理解を図っている。入園式に「保育園のしおり」を用いた説明の中で保護者に説明しているが、口頭のみならず配付資料などで文書化して周知することが望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「子どもの虐待防止等の権利擁護」、「子どものプライバシー保護」などのマニュアルは、市の書類に自園で追加修正を行い作成している。保護者に配付する個人情報に関する書類は、別紙を添付してプライバシー保護にも配慮している。排泄の失敗の場面では、トイレの個室や部屋にパーテーションを立てるなど羞恥心に配慮した対応を行っている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育所選択に必要な情報は、市役所が配布する保育所一覧に表記されている他、ホームページでも公表している。利用希望者の見学は随時受付けており、園長、主任が見学の際にパンフレットを基に必要な情報を説明している。年度末に提供する情報の見直しを行い、最新の情報を提供するように努めている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 園の基本方針や保育内容等は、入園式の後にクラス担任から「保育園のしおり」を基に説明を行い、同意書で保護者から承認を得ている。特別に配慮が必要な保護者への対応は基本的に園長、主任が行っているが、具体的な対応などについてルールを定めて園全体で共有することが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 市内への転園児には、市で定められた手順に従い定型資料を送付している。市外転園児には、依頼があれば資料送付や電話での問い合わせに対応している。利用が終了する卒園児の保護者に「いつでも相談を受け付ける」ことを口頭で説明しているが、併せて内容を記載した文書を配付することを検討されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 子どもや保護者との日々の会話から子どもの満足の把握に努めている。保護者の満足は個別に相談を受ける中で把握に努めているが、今年度から新たに保護者アンケートに取り組んでいる。運動会や発表会等の大きな行事について保護者アンケートを実施し、集計結果を職員会議で周知共有して検討会議を行う予定である。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 苦情解決の体制は「保育園のしおり」に記載があり、正面玄関に掲示して保護者に周知している。正門にポストを設置し、誰でも苦情や意見が言えるようにしている。苦情への対応は該当保護者に直接行っているが、保護者全体への周知については今後の検討課題としている。苦情内容の公表の観点から、ホームページでの公表も含めて検討されたい。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 相談や意見の受付けについては、入園式後の説明や日々の会話で保護者に口頭で伝えている。園では、担任以外の職員にも相談できることを保護者に周知する必要があると考えている。受付担当者や対応場所など、詳細を記載した文書による周知を行い、今まで以上に園長、主任からの声かけを行っていく考えである。今後の取組みに期待する。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が気軽に相談できるように、職員は送迎時にできる限り多くの保護者に声かけを行っている。職員室にマニュアルを保管しているが、活用方法について検討されたい。記録に残す内容は各職員の判断に任せているため、職員によって記録内容に差異が生じている。標準的な実施方法等で職員周知を行い、記録内容を共有することが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園内で子どものけがが発生した場合、該当職員が詳細を報告書に記入して重大な事案のみ職員会議で共有している。職員が安全保育に関する市の研修に参加し、園内で伝達研修やマニュアル作成等を行っている。職員間の周知、情報共有、対応を徹底するために、リスクマネジメント体制の構築について検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> コロナ禍には職員間で密に話し合い予防への意識を高くして取り組んでいたが、現在は話し合いの機会が減少している。感染症が発生した際には、玄関前や各保育室に発生状況を掲示し保護者には口頭でも伝えている。今後、感染症予防と発生時の対応マニュアルを見直す際に職員間で話し合うなど、職員間で知識や対応を共有する機会を設けることが望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園の所在地は高波の想定地域であるため、毎月の避難訓練で2階に移動し、年1回は隣接する小学校の4階に移動する訓練を実施している。登園中の子どもの安否確認の方法は職員間で共有しているが、保護者や欠席中の子どもの安否確認の方法については今後定めることが望まれる。園周辺の住民等との合同避難訓練など、地域連携については今後の課題である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 標準的な実施方法は「職員のあり方」に記載があり、職員全員に配付している。年度初めに園長、主任から職員に話をしているが、職員が日常的に活用できるように「職員のあり方」を学ぶ機会を設けることが望まれる。「職員のあり方」にそぐわない保育を行っている場合、園長、主任の判断で各職員に対応しているが全体に事例報告することも検討されたい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 「職員のあり方」の見直しは園長と主任で行っているが、見直しは定期的に行うことが望まれる。今回の第三者評価の自己評価で、職員が日常的に活用することが内容の見直しにも繋がることを気づきとして得ている。「職員のあり方」の今後の活用や内容の見直しが適切に行われることに期待する。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 入園時に園長、主任がアセスメントを行い、入園後に各担任が確認している。園の年間指導計画をもとに、幼児は月案と週案、乳児は月案と個別の指導計画を現況に合わせて各担任が作成している。保護者の意向、調理員や外部の医療関係者等の意見も加味して作成している。今後、園全体の子どもの状況を職員全体で共有できるような仕組みづくりに期待する。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園全体の年間指導計画は、年度末に職員全員で見直し、加筆、修正を行い次年度の内容に活かしている。指導計画作成の際には各職員が見直しを行っている。今後は、情報共有の観点から職員会議の議題にあげていくことを検討中である。緊急の指導計画変更の際には園長、主任への報告のみに留まっているが、職員会議等で周知共有を図ることが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育の実施状況や子どもの情報を職員会議で周知共有している。記録内容や書き方の指導は、先輩が後輩に現場で行っているため、職員間での差異が生じている部分が見られる。園全体の共通ルールとして、記録内容や書き方、評価、見直しの手順を含めた記録要領などの作成が望まれる。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 市の基準に基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄等を行っている。個人情報保護については「職員のあり方」に明記しており、年度初めに園長から職員に説明を行い内容を共有している。「入園のしおり」に記載はあるが、周知徹底の観点から入園の際は保護者に口頭でも説明を行うことが望まれる。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 各年齢ごとの食育、安全保育などを含めた指導計画を作成しており、計画を月案、週案に反映させて子どもの発達に応じた保育を心がけている。保育の全体的な計画には、園の基本理念や基本方針、園全体での保育内容、職員関係等を記載することが望まれる。また、指導計画のみならず全体的な保育の計画として内容を検討されたい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 環境整備の1つとして、乳児クラスは室内の温湿度を毎朝測定しているが、最適とする基準値は口頭でのみ伝えられている。子ども一人ひとりが生活しやすいように、保育室のほか遊戯室で保育を行うこともある。保育室内に畳やマットを敷くなどして過ごししやすい工夫を行っているが、個別にくつろぐための対応については今後の課題としている。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 家庭環境の変化、発達、気になる場面での対応等、職員会議で共通理解を図り園全体で対応できるようにしている。職員は、日頃から子どもにわかりやすい言葉づかいや穏やかな関わり、一人ひとりに合わせた保育に努めている。行事前など、職員に余裕がなくなる時の協力体制について検討し、常に子どもへの適切な言葉かけや口調に努めることが望まれる。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 幼児には「生活習慣指導計画」を作成し、子ども一人ひとりの状況に合わせて、自ら生活習慣を身に付けられるような声かけを意識している。また、戸外活動は夏には朝の早い時間で冬には体が温まった頃に行う等、子どもが活動しやすい状況や環境に合わせた保育を行っている。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 幼児には用具や材料のワゴンを設置し、遊びに必要な道具や材料を自ら用意できるように工夫している。乳児には、手の届く位置にパズルや絵本を配置し、自由に遊べるような環境を整えている。特別支援学校との交流や絵本の読み聞かせボランティアの受入れ、年長児は小学校のクリスマス会に参加している。また、お茶会を通じて地域との交流も行っている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 0・1歳児は同室で保育を行い、個別対応が必要な場合には他の保育者と連携して対応している。つかまり立ちやハイハイをしたい子ども、夕寝が必要な子ども、音への興味が出てきた子どもなど、それぞれに対応したいが子どもの人数が多く行き届かない場面が見られる。年齢に応じた保育室内の使用方や玩具の工夫について検討中である。			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 1・2歳児は歩行の獲得、探索活動、自我の芽生え等発達の個人差が大きいため、一人ひとりの発達に合わせた環境整備や保育室内の玩具の提供について検討中である。戸外では好きな場所で遊んでいるが、危険回避を考慮するために行動範囲が限られている。戸外の行動範囲、室内での空間の使い方、適切な玩具の提供等、今後の工夫や取組みに期待する。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保育内容に応じて3・4・5歳児の異年齢保育を取り入れている。年長児が遊びを展開し、年齢の低い子どもの気持ちを聞きながら助け合うなど、遊びを通して協働できている。一方で、意見をはっきり言えない子どもへの対応や、同年齢と一緒に遊ぶ機会については今後の課題である。小学校への移行は、行事やスクリーニング等を通じて連携が取れている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 個別に支援が必要な子どもについては、市の巡回相談を受けて加配保育士を配置している。また、療育施設の保育園訪問事業もあり、担当職員と連携して園の様子を伝えた上でアドバイスを受けている。個別に支援が必要な子どもの保育についての対応は、個人情報を除いて文書及び口頭説明により保護者に周知することが望まれる。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 長時間保育の指導計画があり、子どもの年齢、保育時間、人数や状況に合わせて保育を行っている。長時間保育の担当職員が毎週、評価と反省を行い指導計画に反映させている。子どもの状況は「クラス引継ぎ板」に早期保育担当職員、日中保育担当職員、延長保育担当職員が記入し、各々が確認することで引継ぎ、保育の継続、保護者対応を行っている。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「ハンカチや鼻紙を常に持つこと」や「自分の目で確かめる道路の歩行」などのねらいや小学生との交流について年間指導計画に記載し、小学校養護教諭による出前講座を行い、就学への見通しが持てるようにしている。就学する子どもの情報交換は、園長、主任、年長児担当職員、小学校教員で行っている。保護者は入学説明会等で小学校生活を知る機会がある。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「保健衛生年間指導計画」に従って健康管理を行っているが、「健康管理マニュアル」の内容が反映されているかの確認や職員への周知を行うことが望まれる。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、午睡時の健康チェックの時間や方法を職員間で共有し理解している。保護者にはポスターでの啓発に加えて、文書や口頭で周知することが望まれる。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 健康診断、歯科健診の結果は職員に周知し、保護者には連絡帳に記入して伝えている。第三者評価の保護者アンケートでは、周知が充分ではないとの声もあるため、周知方法を改めて検討されたい。歯科予防の観点から、歯みがき指導やフッ化物洗口等を保健衛生年間指導計画に含めて保育に取り入れている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「保育所におけるアレルギーガイドライン」に基づき、食物アレルギー児に除去食を提供している。担当職員は対応を熟知しているが、他の職員は外部研修の伝達研修での理解に留まっている。他の慢性疾患への対応は、保護者からの申し出を基に事例ごとに対応している。アレルギー疾患などを保護者全体に周知し、理解促進を図る取組みに期待する。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 年間計画に食育に関わる事項を記載しているが、具体的な内容を記載した「食育計画」は確認できていない。子どもと保護者に食について関心を持ってもらうための機会については検討の余地があると考えている。保護者からの要望を踏まえ、今後の取組みとして食材や提供した食事の内容を写真などで提示することを検討している。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「検食簿」、「残食簿」とともに園長、主任、調理員が記入しているため、クラス担当職員は目視で子どもの状況を把握している。さつま芋の手作りおやつや旬の野菜を使用したちらし寿司など、献立に季節感を取入れている。子どもの声を直接聞きたいとの思いから、調理員が定期的にクラスを訪問して食事の様子を見る取組みを計画している。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 乳児の保護者との情報共有は連絡帳で行うが、全体では毎日の送迎時の会話で情報を交換している。入園式をはじめとして、年間の行事を保育の意図や保育内容を保護者に話す機会として、保護者の理解促進に努めている。保護者の満足度を把握するための取組みとして、今後、大きな行事についてアンケートを実施することを検討している。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者からは毎日の送迎時や連絡帳、個別面談等で相談を受けている。個別に時間を設けて相談を受ける際には、家庭の状況を考慮して保育時間内であればいつでも受け付けている。相談内容の記録について、記録する内容や書き方等が職員によって様々で差異が生じている。相談記録の基準を定め、職員全体で共有して統一化を図ることが望まれる。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員には、虐待における権利侵害に関する理解を促し確認を行っている。いつ、どんな形で発見するかからないため、常に緊張感を持って早期発見、早期対応、虐待の予防に取り組むことが大切である。更なる取組みとして、市で発生した過去の事例などを参考に職員間で対応を共有するなどを検討されたい。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㊦ ・ c
＜コメント＞ 指導計画や保育内容についての反省を含め、年度毎に職員一人ひとりが自己評価を行っているが、実施後の仕組みが明確になっていない。今後は、職員各自の自己評価の内容を園全体の自己評価としてまとめ、年度毎に振り返り新たな気づきを得て改善につなげることが望まれる。保育の質の向上を図る取組みとなる事を期待する。			